

○国土交通省告示第千三十八号

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定に基づき、特定地域を次のとおり指定する。

平成二十一年十月一日

国土交通大臣 前原 誠司

- 指定する地域
- 一 道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第五条の規定に基づき北海道運輸局長が定める営業区域の「札幌交通圏」、「小樽市」、「函館交通圏」、「旭川交通圏」、「苫小牧交通圏」、「釧路交通圏」、「帯広交通圏」及び「北見交通圏」
 - 二 道路運送法施行規則第五条の規定に基づき東北運輸局長が定める営業区域の「青森交通圏」、「八戸交通圏」、「弘前交通圏」、「盛岡交通圏」、「花巻交通圏」、「一関交通圏」、「仙台市」、「石巻市」、「福島交通圏」、「郡山交通圏」、「会津交通圏」、「いわき市」、「秋田交通圏」、「横手市」及び「山形交通圏」
 - 三 道路運送法施行規則第五条の規定に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「特別区・

武三交通圏」、 「北多摩交通圏」、 「南多摩交通圏」、 「西多摩交通圏」、 「京浜交通圏」、 「県央交通圏」、 「湘南交通圏」、 「小田原交通圏」、 「京葉交通圏」、 「東葛交通圏」、 「千葉交通圏」、 「北総交通圏」、 「市原交通圏」、 「県南中央交通圏」、 「県南西部交通圏」、 「県北交通圏（埼玉県）」、 「東毛交通圏」、 「中・西毛交通圏」、 「水戸県央交通圏」、 「県南交通圏（茨城県）」、 「県西交通圏」、 「宇都宮交通圏」、 「県南交通圏（栃木県）」、 「塩那交通圏」及び「甲府交通圏」

四 道路運送法施行規則第五条の規定に基づき北陸信越運輸局長が定める営業区域の「新潟交通圏」、 「長岡交通圏」、 「上越交通圏」、 「三条市A」、 「新発田市A」、 「富山交通圏」、 「高岡・氷見交通圏」、 「金沢交通圏」、 「南加賀交通圏」、 「長野交通圏」、 「松本交通圏」、 「上田市A」及び「飯田市A」

五 道路運送法施行規則第五条の規定に基づき中部運輸局長が定める営業区域の「名古屋交通圏」、 「知多交通圏」、 「尾張北部交通圏」、 「尾張西部交通圏」、 「西三河北部交通圏」、 「西三河南部交通圏」、 「静清交通圏」、 「富士・富士宮交通圏」、 「沼津・三島

交通圏」、「磐田・掛川交通圏」、「藤枝・焼津交通圏」、「岐阜交通圏」、「大垣交通圏」、「高山交通圏」、「美濃・可児交通圏」、「津交通圏」、「松阪交通圏」及び「福井交通圏」

六 道路運送法施行規則第五条の規定に基づき近畿運輸局長が定める営業区域の「大阪市域交通圏」、「北摂交通圏」、「河北交通圏」、「河南B交通圏」、「泉州交通圏」、「京都市域交通圏」、「神戸市域交通圏」、「姫路・西播磨交通圏」、「東播磨交通圏」、「奈良市域交通圏」、「大津市域交通圏」、「湖南交通圏」、「中部交通圏（滋賀県）」、「湖東交通圏」及び「和歌山市域交通圏」

七 道路運送法施行規則第五条の規定に基づき中国運輸局長が定める営業区域の「広島交通圏」、「呉市A」、「東広島市」、「三原市」、「福山交通圏」、「鳥取交通圏」、「米子交通圏」、「松江交通圏」、「出雲交通圏」、「岡山市」、「倉敷交通圏」、「津山市」、「下関市」、「宇部市」、「山口市」、「周南市」、「防府市」及び「岩国交通圏」

八 道路運送法施行規則第五条の規定に基づき四国運輸局長が定める営業区域の「高松交通

「中讃交通圏」、 「徳島交通圏」、 「松山交通圏」、 「東予交通圏」、 「今治交通圏」及び「高知交通圏」

九 道路運送法施行規則第五条の規定に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「福岡交通圏」、 「北九州交通圏」、 「筑豊交通圏」、 「大牟田市」、 「久留米市」、 「佐賀市」、 「唐津市」、 「長崎交通圏」、 「佐世保市」、 「諫早市」、 「熊本交通圏」、 「八代交通圏」、 「大分市」、 「別府市」、 「宮崎交通圏」、 「都城交通圏」、 「延岡市」、 「川薩交通圏」、 「鹿屋交通圏」、 「鹿児島空港交通圏」及び「鹿児島市」

十 道路運送法施行規則第五条の規定に基づき沖縄総合事務局長が定める営業区域の「沖縄本島」

期 間 平成二十一年十月一日から平成二十四年九月三十日まで